

報

告

書

丙第七号証について、事実に誤りがありましたので左記のとおり  
御報告申しあげます。

昭和五八年四月二々日

早川書房

今

岡

清



東京地方裁判所

民事第二九部 御 中

記

丙第七号証のうち昭和五五年一二月一八日の伊藤典夫氏の発言と

甲第  
36  
号証

記載されていることについて、昭和五八年三月四日、午後七時三〇分ごろ伊藤典夫氏に電話で確認したところ、次のような返事がありました。

「昭和五五年一二月一八日に堀晃と話をしたことはあるが『彼女は自費で行くのだから、そのつもりで応待してあげてほしい』ということはいつていらない。また、自費で行くかどうかなどについては私はまったく知らなかつたし、実際にいつ行つたのかすら後になるまで知らなかつた」と述べました。

以上のように丙第七号証の記載内容に誤りがありましたので、御報告いたします。